

(仮称)柏市こども計画について

“こどもまんなか社会”の実現を図るため、本市におけるこども施策についての計画である、こども基本法第10条第2項※に基づく、“(仮称)柏市こども計画”を今年度に策定しようとするもの

※(都道府県こども計画等)

第十条（略）

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする

1 国の動向

全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である“こどもまんなか社会”の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めたこども大綱を策定

2 (仮称)柏市こども計画策定の方針

これまでのこども・子育てに関する個別計画をこども計画に位置付けるとともに、その他、こども・若者等に関する様々な計画や事業を“施策の方向性”として整理・体系化し、柏市がこどもや若者等に対して、どのような施策をおこなっているか、全体を俯瞰して把握できることを目的に、国のこども大綱及び県のこども計画を勘案して策定を進める

こども計画として位置づけを予定している主な個別計画(こども部)

(1) 第三期柏市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)

地域子ども・子育て支援事業の提供体制や質の高い教育・保育の確保・提供のほか、社会の構成員各々が取り組むべき課題といった子ども・子育て支援の方向性を定めた計画

(2) 第2期柏市こどもの貧困対策推進計画(令和7年度～令和11年度)

すべてのこどもが、家庭の環境や経済的な状況に関わらず、等しく健やかに成長し、社会から孤立することなく安心して日常生活を送ることができるよう、こどもを第一に考えた様々な施策を総合的に推進する計画

(3) 第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画(令和7年度～令和11年度)
ひとり親家庭等の社会的な自立の促進とそのこどもの健やかな育成に向けた、
総合的かつ計画

3 (仮称)柏市こども計画の位置付け

本市の総合計画である, 柏市第六次総合計画を上位計画として位置づけ, 医療, 保健, 福祉, 教育等の計画と連携を図りながら, こどもまんなか社会(全てのこども・若者が, 身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会)の実現を目指し, こども・若者, 子育て当事者等に対する施策について, より一層さまざまな分野の関係機関・団体が有機的に連携し, 切れ目のない支援を提供するための総合的な計画

4 計画期間

令和8年度～令和11年度(4年間)

5 計画の対象

全てのこども・若者及び子育て当事者
※それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が, 成年年齢である18歳, 20歳等といった特定の年齢で途切れることなく, 社会全体で切れ目なく支える

6 策定スケジュール

2025									2026		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議			● 諮問			● 素案提示		● パブコメ案提示		● パブコメ及びこども・若者意見の共有	● 答申
					こども・若者からの意見聴取					● パブリックコメント	
	教育委員会等との関係部署と協議										
策定作業	● 庁内検討会議				● 庁内検討会議及び素案作成		● 会議の審議を踏まえパブコメ案を作成				

子ども・子育て会議の概要

子ども・子育て支援法第72条第1項により、地方版子ども・子育て会議として平成25年6月に設置

子ども・子育て支援法第72条(抜粋)

① 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。



今回諮問する“(仮称)柏市こども計画”は、子ども・子育て支援法第72条第1項第4号の規定により審議を行うこととなります。